平成２６年（フ）第７０１号
広島市中区橋本町２番12―201号、住民票上の住所広島市中区橋本町２番19―201号
債務者　幸鮨ことハピネスこと　橋岡　幸一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１５号
広島県廿日市市大野4215番地４
債務者　生川　一郎
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蔦尾健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６１号
広島市佐伯区藤の木３丁目18番３号
債務者　池田　邦二
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３４号
名古屋市中川区八剱町３丁目27番地
債務者　鈴　　三志
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０８号
奈良県宇陀市榛原萩原767番地の３
債務者　吉本　和浩
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
北海道北斗市七重浜１丁目７番28号
債務者　高田ちはる
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２９７号
函館市亀田本町18番８号
債務者　田村　紋子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７６号
愛知県刈谷市中手町６丁目605番地　グローリアス日高公園第２―206号
債務者　白川さゆり
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１６１号
大阪市此花区酉島１丁目15番６号　壷山文化106号
債務者　山形　徳男
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６２号
大阪府八尾市竹渕３丁目98番地　アーバンサンライズ405号、前住所大阪市鶴見区安田４丁目８番28号
債務者　濱田　知広
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９１号
大阪市浪速区元町３丁目12番25号プレアデス元町602号
債務者　高山　清冠
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０２号
大阪府東大阪市柏田本町３番14号、前住所大阪市中央区瓦屋町２丁目３番21号　ロジエ金甌701号
債務者　中島　晴美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９５５号
大阪市大正区三軒家東６丁目８番20―502号
債務者　木嶋信一郎
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１０号
大阪府守口市外島町６番西２―1516号
債務者　大上　勝治
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３４号
大阪市西成区千本中２丁目５番26号　バルハイツ101号、前住所大阪市西成区岸里東１丁目21番20号　ブライト岸里802号
債務者　佐伯　文男
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３６号
大阪市浪速区日本橋西１丁目７番32号　ワイズコート難波イースト702号
債務者　北垣外広宣（旧姓想本）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７２号
大阪府門真市四宮５丁目６番９―201号
債務者　森川しのぶ（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部